

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○随意契約の相手方の決定	(情報政策課) 651
○救急病院である旨の告示	(医療課) ♪
○保安林の指定予定	(丹後広域振興局) 652
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出	(水産事務所) ♪
○道路の区域変更	(丹後土木事務所) ♪
○道路の供用開始	() 653

公 告	ページ
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要	(山城広域振興局) 653
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書 の写しの縦覧	(南丹土木事務所) 654
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所) ♪

公 安 委 員 会

○道路交通法第44条第2項第2号の規定による停車又は駐車に関係のある者による合意に係る告示	♪
---	---

告 示

京都府告示第452号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年9月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 委託業務の内容及び数量
京都府内部事務アウトソーシング業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総合政策環境部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- 契約日
令和6年8月1日
- 契約の相手方の名称及び住所
(1) 株式会社ワークスビジネスサービス
東京都港区赤坂一丁目12番32号
(2) 社会保険労務士法人おむろ人事サービス
京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町546
- 契約金額
1,954,136,910円
- 契約の方法
随意契約
- 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

京都府告示第453号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年9月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定期 限
京都大学医学部 附属病院	京都市左京区聖護院川原町 54	令 6. 8. 5	令 9. 8. 4
公益社団法人信 和会京都民医連 あすかい病院	♪ 田中飛鳥井町 89	♪	♪
医療法人清仁会 洛西シミス病院	♪ 西京区大枝沓掛町13 の107	♪	♪
医療法人社団医 聖会学研都市病 院	相楽郡精華町精華台7丁目 4の1	6. 8. 4	9. 8. 3

京都府告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年9月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
与謝郡与謝野町字明石小字釜谷1623の1、1624から1629まで、小字谷ヤ7026の1、小字鎌谷7037の2、7037の3、7039（次の図に示す部分に限る。）、7040、小字滝谷7042の2（次の図に示す部分に限る。）、7044の1、7046
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字釜谷1623の1・1624から1628まで・小字鎌谷7037の2・7040（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第455号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり事前届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 宮津市加入区

(1) 届出事項

発起人の住所・氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宮津市字小田宿野357 栗田漁業生産組合 宮津市字漁師1610 本 藤 利 行 宮津市字日置132 下 野 雅 己	宮津市加入区	京都府漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
令和6年9月13日から 令和6年9月27日まで	京都府水産事務所

（京都府漁業協同組合においても指定漁船調書を閲覧することができる。）

2 伊根町加入区

(1) 届出事項

発起人の住所・氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
与謝郡伊根町字平田610の2 伊根浦漁業株式会社 与謝郡伊根町字新井無番地 有限会社新井崎水産 与謝郡伊根町字蒲入1123の6 蒲入水産株式会社	伊根町加入区	京都府漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
令和6年9月13日から 令和6年9月27日まで	京都府水産事務所

（京都府漁業協同組合においても指定漁船調書を閲覧することができる。）



京都府告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年9月13日から令和6年9月27日まで縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 178号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の58地先から	前	最小 15.1 ^m 最大 32.1	103.6 ^m
	後	最小 32.1 最大 57.6	95.1
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで	後	最小 32.1 最大 57.6	95.1

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 482号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の58地先から	前	最小 15.1 ^m 最大 32.1	103.6 ^m
	後	最小 32.1 最大 57.6	95.1
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで	後	最小 32.1 最大 57.6	95.1

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 浜丹後線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の58地先から	前	最小 15.1 ^m 最大 32.1	103.6 ^m
	後	最小 32.1 最大 57.6	95.1
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで	後	最小 32.1 最大 57.6	95.1

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年9月13日から令和6年9月27日まで縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 178号
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の7（右）から 京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで	令和 6 年 9 月 13 日

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により宇治市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 6 年 9 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤスーパー伊勢田店
宇治市伊勢田町中ノ田55番地の3ほか
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社マツヤスーパー
京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出
令和 6 年 3 月 27 日
- 4 意見の概要
 - (1) 工事関係車両の路上駐車がないよう施工業者等に十分指導すること。
 - (2) 工事車両の安全運行及び歩行者の交通安全対策について、施工業者等に十分配慮するよう指導すること。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和 6 年 9 月 13 日から令和 6 年 10 月 15 日まで

亀岡市から南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和6年9月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年9月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市興戸御垣内32の一部、32の1、33の一部
（関連区域）
市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京田辺市興戸御垣内33
北尾 真造

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第158号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、京都市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して次のとおり合意した。

令和6年9月13日

京都府公安委員会

委員長 増 田 壽 幸

- 1 合意した者
 - (1) 京阪バス株式会社
 - (2) 京都市交通局
 - (3) 京都バス株式会社

- (4) 千葉中央バス株式会社
- (5) 西日本ジェイアールバス株式会社
- (6) 明星観光バス株式会社
- (7) 京都府公安委員会
- (8) 京都市長
- (9) 国土交通省近畿運輸局長

- 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を
する乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
四条堀川	北行	京都市下京区堀川通四条下る四条堀川町271
烏丸御池	南行	〃 中京区烏丸通御池下る虎屋町577の2
四条烏丸	南行	〃 〃 烏丸通蛸薬師下る手洗水町670

- 3 停車又は駐車を
する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車を
する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
京阪バス株式会社	道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第2号による乗合旅客の運送	手ぶら観光の推進に向けた宿泊施設等巡回バス導入実証事業

- 4 期間

令和6年10月1日から令和6年12月27日まで

- 5 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項

- (1) 停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と停留所の使用方法及び運行時刻について調整を図ること。
- (2) 繁忙期における増便、運行時刻の変更、運行回数
の増減その他の事業計画の変更を行う場合は、合意した者と再度協議を行うこと。
- (3) 合意した者が協議の必要があると判断し得る事象が生じた場合は、その都度協議に応じること。